

令和6年度3月補正【追加】予算について

1 補正の概要

令和7年3月13日に福岡地方裁判所から訴状が送付され、本市に対して分担金支払請求訴訟の提起がなされたことが判明した。

本件は、田川郡東部環境衛生施設組合が令和5年9月に配布した「田川地区広域一般廃棄物処理施設概要案内」について、その配布方法に疑義があったため、当該冊子に係る分担金の支払いを留保していたものであり、これに応訴する必要が生じた。

裁判所への答弁書提出期限は令和7年4月11日であり、訴訟代理人と早期に本件に関する契約を締結するに当たり、予算を補正する必要が生じたもの

2 補正の内容

(1) 歳入歳出予算の計上はなし。

(2) 債務負担行為

訴訟代理人との契約に関して、契約期間は訴訟という性質上、明確な契約期限が設けられないため訴訟が完結するまでとするが、訴訟の完結が来年度以降になる可能性があるため、下記のとおり同契約に関する債務負担行為を計上するもの

事 項	期 間	限度額
事件番号 令和7年(ワ)第11号 経常費分担金請求事件に係る代理人に要する費用	事件が完結するまでの間	経常費分担金請求事件に係る代理人委託契約による額

3 その他

訴訟代理人に対する着手金等に関しては、予備費を充用して対応する予定